電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院では令和８年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方せんの発行については現在整備中です。
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
7. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改正に伴い、令和8年１１月１日より診察料の算定時に電子的診療情報連携体制整備加算を月1回に限り算定します。

初診時　４点（月１回）
再診時　２点（月１回）

ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。